

青島リゾートクリニック
通所リハビリテーション重要事項説明書
(令和 7年 1月 1日現在)

1. 青島リゾートクリニック 通所リハビリテーションの概要

・ 法 人 名	医療法人 聖美会
・ 所 在 地	宮崎市大字加江田5646番地1
・ 電 話 番 号	0985(65)3567
・ フ ァ ッ ク ス	0985(65)2662
・ 開 設 者	理事長 山本 智将
・ 管 理 者	院 長 竹元 慎吾
・ 設 立 年 月 日	令和 3年 8月 1日
・ 介 護 指 定 年 月 日	令和 3年 8月 1日
・ 事 業 所 番 号	4510120399

2. 基本方針

- ① 利用者が要介護状態等となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要なリハビリテーションを行います。
- ② 利用者によりハビリテーションを行い、心身の機能の維持回復を図ります。

3. 営業日・営業時間

- ① 営業日は、12/31～1/3を除く毎週月曜日から金曜日とします。
- ② 営業時間は午前9時00分から午後3時30分までとします。
- ③ 都合により、営業日・営業時間を変更する場合があります。

4. 通常の事業の実施地域

通所リハビリテーション事業の実施地域については、宮崎市内とします。ただし、当事業所から車で片道30分程度までの地域が対象となります。それ以外の地域の方でもご希望の方はご相談下さい。

5. 利用定員

通所リハビリテーション事業の1日の利用定員は、37名とします。

6. 従業員の種類・員数

①管理者	1名以上
②医師	1名以上
③理学療法士もしくは作業療法士	1名以上
④看護職員	1名以上
⑤介護職員	2名以上
⑥栄養士	1名以上

7. 通所リハビリテーション事業の内容

- ★ 通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- ★ 利用者に対し懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- ★ 利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを行います。
- ★ 利用者の希望に応じ、家庭から事業所までの送迎を行います。
- ★ 利用者の希望に応じ、給食・入浴のサービスを行います。

8. 利用料金（1日につき）

- ・1割負担分の料金を記載しています。2割負担はその倍額、3割負担は3倍になります。

①基本料金

（1時間以上2時間未満）

要介護度	基本サービス費
要介護1	369円
要介護2	398円
要介護3	429円
要介護4	458円
要介護5	491円

（2時間以上3時間未満）

要介護度	基本サービス費
要介護1	383円
要介護2	439円
要介護3	498円
要介護4	555円
要介護5	612円

（3時間以上4時間未満）

要介護度	基本サービス費
要介護1	486円
要介護2	565円
要介護3	643円
要介護4	743円
要介護5	842円

（4時間以上5時間未満）

要介護度	基本サービス費
要介護1	553円
要介護2	642円
要介護3	730円
要介護4	844円
要介護5	957円

（5時間以上6時間未満）

要介護度	基本サービス費
要介護1	622円
要介護2	738円
要介護3	852円
要介護4	987円
要介護5	1,120円

（6時間以上7時間未満）

要介護度	基本サービス費
要介護1	715円
要介護2	850円
要介護3	981円
要介護4	1,137円
要介護5	1,290円

②その他の料金 基本料金の他に、サービスに応じて、次の料金が加算されます。

食費（昼食・おやつ代）	520円/日	食事を摂られた場合に加算されます。（実費）
入浴介助加算 I	40円/日	入浴介助を行った場合に加算されます。
サービス提供加算 I	22円/日	国が定める基準を上回る介護福祉士を配置していた場合に加算されます。
リハビリテーション マネージメント加算 イ 通所リハマネジメント加算 11 通所リハマネジメント加算 12	11・・・同意日の属する月から 6月以内 560円/月 12・・・同意日の属する月から 6月超 240円/月	リハビリテーションの質を高めるため、リハビリテーション会議を開催し、計画を定期的に評価し、適宜計画の見直しを行う。
リハビリテーション提供体制加算	1 3時間以上4時間未満 12円/日 2 4時間以上5時間未満 16円/日 3 5時間以上6時間未満 20円/日 4 6時間以上7時間未満 24円/日	リハビリテーションに関わる専門職を基準より多く配置したサービスを提供している事業所を評価する加算です。
短期集中リハビリテーション 実施加算	110円/日	退院・退所または、介護認定日より3月以内の期間にのみ、ADLの維持や向上のため集中的なリハビリテーションを実施した場合加算されます。
介護職員処遇改善加算（I）	利用料金（保険外費用を除く） ×8.6%	介護職員の処遇改善を図るため国が定める要件を満たす場合、定められた加算率を乗じたものが加算されます。
通所リハマネジメント加算 4	270円/月	リハビリテーション計画について、事業所の医師が利用者またはその家族に説明し同意を得る。
退院時共同指導加算	600円/回	病院等から退院（もしくは退所）する利用者に対して入院（もしくは入所）していた病院等のスタッフと共同で指導を行った際に算定できる加算。
送迎が実施されない場合	-47円/回	送迎を実施していない場合
別途交通費	200円/日	片道15km以上20km未満
	300円/日	片道20km以上30km未満
	400円/日	片道30km以上

*介護保険からの給付額に変更があった場合、又は要介護度に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

- ★教養娯楽費等は、各自ご負担頂きますのでご了承ください。
- ★通常の実施地域以外での送迎を希望される場合には、別途交通費を頂きます。
- ★その他の通常必要経費は、利用者との相談の上、定めることとします。
- ★1ヶ月のサービス限度額を超えて利用された場合、そのサービス利用料は全額自己負担となります。

9. 緊急時及び事故発生時等の対応

- ★ サービス利用中に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医、ご家族等への連絡を行います。
- ★ サービス利用中に事故が発生した場合には、ご家族、居宅介護支援事業者、市町村等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ★ 利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ★ 発生した事故については、その原因を解明し、再発防止に努めます。
- ★

10. サービス利用にあたっての留意事項

- ★ サービス利用予定日に、事情によりサービスを受けないときは、事前に事業所へ連絡をお願い致します。
- ★ 毎月、月の初めには介護保険証・健康保険証・障害者手帳・重度心身障害者医療費受給者証・特定疾患受給者証等のご提示をお願い致します。また、保険証の変更などがあった場合には、すぐに新しい保険証をお持ち下さい。
- ★ お支払いについては、毎月15日頃に請求書を発行致します。その月の末日までにお支払い下さい。

11. サービスの終了について

- ★ サービス利用を利用者のご都合により終了される場合は、終了を希望される日の1週間前までにお申し出ください。
- ★ 事業所の都合によりサービスの提供を終了させていただく場合は、終了1ヶ月前までにお知らせ致します。
- ★ 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスの提供を終了致します。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入所された場合。
 - ・ 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合。
 - ・ 利用者がお亡くなりになられた場合。
- ★ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、即座にサービスを終了させることが出来ます。

★ 利用者が利用代金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用出来ない状態であることが明らかになった場合、又は利用者やご家族等が当事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

12. 苦情・相談窓口

利用者からの苦情または相談などについては、常設の窓口を設置し、円滑かつ迅速に対応致します。

苦情・相談窓口担当職員	事務長	岩村 慎太郎
電話番号	0985-65-3567	
受付時間	8:00～17:00	

なお、当事業所以外にも、宮崎県国民健康保険団体連合会及び各市町村の介護保険課に苦情・相談窓口が設置されています。

宮崎県国民健康保険団体連合会	0985-35-5301
宮崎市介護保険課	0985-21-1777

※その他サービス利用について、ご不明な点がございましたら、遠慮なくお申し付け下さい。

医療法人聖美会 青島リゾートクリニック
通所リハビリテーション
0985-65-3567

重要事項説明者

職名 _____

氏名 _____